

第4回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和2年5月11日

閉会中

場所 議会運営委員会室

## 第4回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和2年5月11日(月曜日)

午前10時0分開議

午前10時26分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 6月定例会における質問の取扱い等について
- 2 6月定例会常任委員会における説明内容の取扱いについて
- 3 次期定例会について
- 4 その他
  - (1)夏季における議会内の服装について
  - (2)熊本県議会災害対策協議会について
  - (3)その他

出席委員(12人)

委員長	田代国広
副委員長	高野洋介
委員	前川 收
委員	藤川隆夫
委員	城下広作
委員	松田三郎
委員	鎌田 聡
委員	吉永和世
委員	井手順雄
委員	小早川宗弘
委員	溝口幸治
委員	坂田孝志

欠席委員(なし)

議長 池田和貴

委員外議員(1人)

副議長 淵上陽一

執行部出席者

総務部長	山本倫彦
総務部総括審議員	
兼政策審議監	平井宏英
首席審議員兼財政課長	間宮将大

審議員兼財政課課長補佐 川上竜也

財政課課長補佐 岩野洋士

事務局職員出席者

議会事務局長	吉永明彦
議会事務局次長	
兼総務課長	横尾徹也
議事課長	村田竜二
政務調査課長	東 敬二
審議員兼総務課課長補佐	森田 学
審議員兼議事課課長補佐	富田博英
審議員	
兼政務調査課課長補佐	松永隆則
総務課課長補佐	岸本誠司
議事課課長補佐	篠田 仁
議事課主幹	岡部康夫

午前10時0分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第4回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、6月定例会における質問の取扱い等について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、6月定例会における質問の取扱い等について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

議会運営委員会の発言に関する申合せでございます。

1、代表質問についての(2)に記載のとおり、代表質問については、知事の改選の年は2月定例会では行わず、6月定例会において行い、9月定例会では行わないとされていますが、今年度は、新型コロナウイルス対応に伴い、肉づけ予算が6月定例会では上程されず、9月定例会で上程される予定でございます。

そこで、各会派等からの御提案を受け、議長と協議した結果、6月定例会では代表質問は行わず、9月定例会で代表質問を行うこととし、あわせて一般質問についても、4年前の熊本地震発生の際と同じように、執行部に新型コロナウイルス対応を最優先に行ってもらうとともに、補正予算が提出された場合に一日でも早く執行できるよう、質問者数を減らして、通常より会期日程を短縮することについてお諮りするものでございます。

あわせて、今回のような事情がある場合には、例外的な取扱いができることを明らかにするため、先ほどの資料1、発言に関する申合せ中、1、代表質問についての(2)の下線部分のとおり、「なお、特段の事由がある場合は、この限りでない。」の文言を追加することをお諮りするものでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、6月定例会における質問の取扱い等については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、6月定例会常任委員会における説明内容の取扱いについてお諮りいたします。

毎年度、最初の定例会の各常任委員会において、執行部より各部局の主要な事業の説明を行うことを例としていましたが、今年度は、肉づけ予算が9月定例会で上程される予定であること、また、先ほど御承認いただきましたように、次期6月定例会は、執行部に新型コロナウイルス対応を最優先に行ってもらうよう配慮していることから、熊本地震が発生した際の6月定例会においても、各常任

委員会における当該説明を省略した例に倣い、次期6月定例会の各常任委員会においても、議案に関する説明以外の各部局の主要な事業の説明は省略することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、次期定例会についてお諮りいたします。

招集日、会期及び日程等について、吉永議会事務局長から説明をお願いいたします。

○吉永議会事務局長 それでは、次期定例会につきまして、資料2の令和2年6月定例会会期日程表(案)により御説明申し上げます。

招集日を6月8日、閉会日を23日とし、会期を16日間とする案でございます。

まず、6月8日は本会議でございまして、開会宣告の後、会期決定、議案上程、知事説明となります。

9日から11日までは、議案調査のため、休会でございます。

12日は一般質問でございまして、自由民主党、くまもと民主連合の順でございます。

13日及び14日は、県の休日のため、休会でございます。

15日は、12日に引き続き一般質問でございまして、公明党、日本共産党の順でございます。その後、議案等に対する質疑、委員会付託となります。

16日は、特別委員会開会のため、17日から19日までは、常任委員会開会のため、20日及び21日は、県の休日のため、22日は、議事整理のため、それぞれ休会でございます。

23日の最終日は本会議でございまして、委員長報告の後、質疑、討論、議決、閉会宣告となります。

なお、請願及び意見書等の締切りは、6月10日の午後5時となりますので、よろしくお

願いたします。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、次期定例会については、ただいまの説明のとおりとよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、その他に入ります。

まず、(1)夏季における議会内の服装についてです。

資料3を御覧ください。

夏季における議会内の服装については、議会運営委員会の申合せにより、衆議院に準じることとなっております。今年度も、衆議院において、資料の中ほどに参考として記載のとおり取り扱うこととなりましたので、例年どおり、衆議院に準じた取扱いとしたいと思いません。

また、実施期間については、知事部局に準じることになっており、今年度も5月1日から10月31日までとなります。

次に、(2)熊本県議会災害対策協議会についてです。

資料4を御覧ください。

本協議会につきましては、会議規則第122条第1項の規定に基づき、協議等の場として設置されておりますが、風水害等の各種災害が発生した際には、今年度もこの規定に基づいて対応してまいりますので、よろしく願いたします。

最後に、(3)その他で委員の皆様から何かありませんか。

○池田和貴議長 すみません、ここで私のほうから、6月定例会における本会議場及び議

場でのコロナウイルス感染防止対策について御発言をさせていただきたいと思えます。

去る4月16日に、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことに伴い、さきの4月臨時会においては、皆様方の御理解、御協力の下、本会議場の換気はもちろん、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定足数に配慮しつつ、出席議員を削減するとともに、執行部も極力関係部局長に限る等により、密閉、密集、密接の3つの密を避ける取組を行ったところでございます。

その後、御案内のとおり、国は、先日4日に、緊急事態措置の期間を5月31日まで延長するとともに、14日を目途に、専門家会議の判断に応じ、地域ごとの緊急事態の解除等が検討されることになっております。

一方、県においては、今月6日までとしていた休業要請等の制限について、20日まで延長し、感染状況の推移を見ながら段階的な制限の解除を表明したところでございます。

来る6月8日、6月定例会が招集されますが、4月臨時会同様、議席等、感染防止のための配慮は必要になるかと思われませんが、ただいま申し上げましたように、状況は刻々と変転していることから、その間状況の推移を見極めながら、6月5日開催予定の議会運営委員会までに、各会派の御理解を得ながら、議席、執行部出席者並びに傍聴者等の考え方を整理させていただきたいと考えているところでございます。

また、本会議並びに委員会における報道の在り方についても、現在県政記者室と協議をさせていただいており、ただいま申し上げました会議の進め方同様、6月5日の議運にて御報告させていただきたいと思えます。

各会派の皆様方には、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○前川収委員 6月議会の予定がここで決まったわけではありますが、報道等もあっておりますように、6月8日までの間、つまり今週14日に専門家会議が開かれて、今週中には熊本が緊急事態宣言の指定地域から外れる可能性もあると、また、段階的に県のほうも緩めていっているという状況がありますけれども、この状況を踏まえて、県は、日常的な感染予防対策というのは今から先も引き続きやっていくだろうというふうに思いますけれども、全国の部分が解除されたからフルオープンだということではないということの意識づけをしっかりとすることも踏まえて、全員協議会か何かを開いていただいて——その議会前にです。6月8日はちょっと遅過ぎる。つまり、14日に決まった後、その後、県の対応が固まったという状況のところでもう一回全協を開いていただいて、我々に説明もしくは質疑をさせていただく機会をいただければなというふうに思っておりますので、議運の委員長と議長はぜひそこを検討していただければと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 この災対協の設置は全然問題ないんですけども、ここに感染症対策が入っているのかどうかというのを聞きしたい。これを見ると入ってないと思うんですが、感染症は入れるべきじゃないかなというのが1点。

それから、感染症を入れた場合に、災対協自体を、じゃあみんなが集まってできる環境にあるかという、そうではない。最悪のことを想定すれば、いわゆるオンライン、今ZoomZoomとかいろいろなものでやっておりますけれども、そういったものが使えるような環境を整えておくべきじゃないかということが1点。

それと、先般総務省から、地方議会の委員会開催はオンラインでも可ですよという通知が出たというふうに聞いてます。本会議は通常どおりということですが、その辺りの環境整備が、熊本県では、県議会としてどの程度進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

○村田議事課長 議事課でございます。

まず初めに、災対協のことについてでございます。

もともと災対協が、平成2年7月の災害が起きたときに、特別委員会を設置するための臨時会の開催までに時間がかかるということと、各委員会がばらばらに視察すると地元で迷惑がかかるので、常設の機関が必要ではないかということの経緯から設置されております。

今溝口委員おっしゃいましたように、今のところ、災害ということをごさいますて、この中には含まれていないと考えております。もし入れるとするならば、文言を追加するあるいは災害を災害等と変更することによって可能かと思われまますので、それは、この議運で設置すると、その中に入れるということであれば、文言の整理をさせていただきたいというふうに考えております。

会議の開催方法につきましては、これは、協議等の場でごさいますて、本会議とか委員会等ではごさいますので、先ほどおっしゃいましたZoom等の会議でも可能かと思われまますので、まだちょっとその整備ができておりませんので、そこはまた検討させていただきたいと思われまます。

もう1つ、溝口委員おっしゃいました委員会のオンラインでの開催でごさいます。

これは、4月30日に総務省から通知が出ておりますて、うちのほうに直接来なかつたものですから、市町村課から5月7日に取り寄せますた。全国的なことでもありますので、

全国都道府県議長会のほうにもちょっと確認をさせていただいているところがございます。

内容につきまして、その問いとしては、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会における、いわゆるオンライン会議により開催することは差し支えないかという問いに対しまして、各団体の条例や会議規則等について、必要に応じて改正等の措置を講じた上で、映像と音声の送受信により相手の状況を相互に確認しながら通話することができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないというふうな問答が出ております。

これにつきまして、全国議長会のほうでも、市議会議長会、町村議長会のほうと今内容を検討しているというところがございます。

総務省のほうからこの通知を発出する際にちょっと事前の相談がなかったということで、今検討されているというところがございます。もう一つが、一部報道にもございましたけれども、全国議長会のほうも、総務省のほうから、これは、新型コロナウイルス感染防止のために限って認めているものであって、一般化しているものではないということ、何か受けているそうでございます。ちょっとそこら辺の——今回のこの新型コロナウイルスに限ってということと言いますと、規定の整備についてもちょっと検討させていただくという必要がございますということと、そのオンライン会議につきまして、今まだ整備ができていませんので、ちょっと全国議長会とも検討させていただきながら、こちらの対応ができるかどうかも検討させていただきたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員 全国議長会と相談するのも大事なことですけれども、やっぱり熊本県として、県議会として柔軟に対応できるように

やっておく必要があるのかなと思います。

従来のこういうスタイルでやるのは、もう我々も当たり前でしたけれども、こういう状況になると、やっぱりやれることはしっかり環境整備をしておくということが大事だと思うんですね。例えば、ICT教育で、今高森はどんどん最先端を行っていますよね。あれって、環境整備ができていたから高森は先に走れる。しかし、環境整備ができないところは、今からやろうと思っても追いつかないんですね。そういった意味では、きちっと環境整備をやるという方向で——またここでも議論をしていくことになると思いますが、そういう方向で考えていただければというふうに思っています。

それから、最後に1つ要望ですが、議長から先般の本会議のときのマスコミの取扱いについてお話がありました。

さんざん我々も神経すり減らしていろいろ議論をして、中に入る人間をと——のを各党派で知恵を絞っていただいて入っていく、すると、マスコミがどやどやと入ってきて密接な状態でやると。もちろん、報道の自由があるということは十分承知をしておりますが、正直言って、我々は、身の危険を感じるというか、恐怖心さえ覚えるような光景だったというふうに思います。

ですから、ここは、しっかり県政の記者クラブとも情報交換していただいて、お互いが自分の健康と命を守っていく、そして県民に恥ずかしくないような環境で、我々が議論に集中することが県議会としての最大の仕事ですから、そういう静ひつな環境が保てるように、ぜひ議長の指導力をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○池田和貴議長 溝口委員のほうから御指摘ございましたように、マスコミの皆さん方も、臨時議会のその日に話し合いを持たせてい

いただきました。

それで、幹事社の皆さん方等を含めて、3密にならないような形で今進んでいるところでございます。そのためには、先生がおっしゃったような、いわゆるWi-Fiの環境、通信環境をこの本会議場内で整えるという必要もございますので、今その辺も検討をしているところでございます。

あわせて、委員会の開催の在り方についても、総務省のほうから、オンラインでの会議もコロナウイルスに限っていいというのがございましたが、今のところ、委員会室でのその通信環境が6月までに整備できるかどうか、実は検討にもう入ってもらっているところでございます。もしできれば、そういったやり方も今後考えていきたいと思っておりますし、もしできない場合には、3密を防ぐために出席人数をある程度制限をするような形で開催できないかということも、併せて検討を進めているところでございます。

この件についても、6月5日の次の議運までの間に、決定したことを先生方にいろいろ御相談しながら進めさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 冒頭で前川委員の全協の話がありましたけれども、これについては、議長と十分協議しながら前向きに取り組んでいきたいと考えております。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○城下広作委員 ちょっと私も考えることがありまして、3つの密を担保させる。ただ、議会という場所は、大変特別な場所でもあるし、例えばこの議運も、これは3つの密に入るか入らないか分かりません。我々も、党でもZoomで会議をやっています。なかなかやっぱりこうやって対面で協議し、話をし、

相手の表情とか、いろんな形で臨場感があって協議する役目というのもあっていい。また、Zoomという、いわゆるコロナに対し警戒するというのも大事な部分。だけど、大事なものは、ぎりぎりここまでは集められるという範囲であれば、なるべく実際に人が集まり、そして生の状況で協議していくというのが、やっぱり一番効果は大きいと思うんです。

それでも、どうしても3つの密が避けられない場合は、そういう手段でやっていくという、どこか厳格に、大事な部分と安易にそちらになるという部分の考えだけはしっかり議会で持っとければなという気持ちがありますので、ぜひそこは基本として、できる限り委員会でも、ある程度実際できるような形、だけど3つの密が担保できなければそれは考えていくという流れで、基本という形はちょっとしっかり持っとかなければいけないのかなというふうに思っております。

○田代国広委員長 要望でいいですか。

○城下広作委員 はい、要望で結構です。

○鎌田聡委員 私のほうからも、ぜひ環境としてやっぱり整えておくべきだと、溝口委員が言われたような環境をですね。そういう環境づくりは、ぜひ努力をしていただきたい。まあ、実際6月からできるかどうかというのはまた議論をして、どういうやり方がいいのかということはしていかなきゃならないと思います。

それと、全協の開催、これは非常に重要なことだと思いますので、ぜひやっていただきたいんですけども、一方で、また場所をどうするかとか、時間をどうするかとか、そういった検討もぜひしていただきながら、やる方向でぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○坂田孝志委員 6月議会は、一般質問もあることですが、傍聴者の制限とかは、これはどうなっておりますか。

○吉永議会事務局長 先ほど議長のほうからも御報告がありましたように、出席議員の数、それから執行部の数、それから報道関係者の数等を総合的に勘案して、傍聴者の数を若干制限——制限といいますか、定めさせていただきたいと考えております。

○坂田孝志委員 全体を勘案しながら。

○吉永議会事務局長 そうです。

○池田和貴議長 1つは、50人というのを一つの目安にさせていただいております。その50人を一つの目安と考えて、先ほど申し上げました出席議員、出席執行部、報道の皆さん方、その数を50から引いた数で制限させていただくか、またはもう入れない場合には、傍聴席ではなくて、下のほうでテレビで見ていただくとか、そういったことも考えているところでございます。

○横尾議会事務局次長 今のに関連しまして、それと先ほどの溝口委員からの御質問にありましたように、途中、今報道機関との協議を進めておまして、それが、今議長からお話ありましたように、大体50という頭がこの間4月1日の第1回の専門家会議の提言の中にありましたけれども、それを念頭に置きまして、本会議場における、それと常任委員会、それから特別委員会の場所において、今報道機関とも協議をしているところでございます。

それによって、この間、4月21日に本会議場で、議員の先生方、それから執行部、それ

から事務局のほうもかなり数を絞りましたので、それに合わせて報道のほうも絞ってくれということで、今御返事もいただいておりますので、それに従って今協議をどんどん進めているところです。もう少しちょっとお時間をいただければと思います。すみません。

○田代国広委員長 じゃあ、6月議会につきましては、議長の挨拶にありましたように、このコロナ問題は日々変転しておりますので、そういった状況を見極めながら6月5日に開催する議運で最終的に議決したいと思っておりますので、よろしく願いしときたいと思います。

○池田和貴議長 すみません、もう1つ、せっかく皆様方お集まりでございますので。

もしこの議員の中からコロナウイルスに感染された方が出た場合、そういった場合には本会議場に入れないことが考えられます。また、一緒に接触された方が多いと、自宅待機を要請されて、本会議場どころか、ここまで来れない場合がございます。先ほども御報告がありましたように、本会議は、やはりオンラインでの議決ができないことになっておりますので、そうなった場合に本会議を開くことができないという、定足数を満たせない場合も非常に心配をしているところでございますので、私たちは、やはりコロナウイルスに感染しないことに十分配慮するとともに、先般議運の理事会で前川委員のほうから、そういったことも考えて対策も取っという御提言がございましたので、一応、熊本県議会から、九州議長会のほうから国への提言に対して、もしそういった場合に、こういった——出た場合の本会議が、やはり特例として、まあオンラインでもできるかどうかは別にして、様々な形で議会が開けるようなことを要請するような文書を、九州地方知事会を通じて意見として上げさせてい



ただいていることを、併せて報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 先ほど途中になっておりますが、その災対協の、恐らく溝口委員おっしゃった第2条、目的のところ、以前も私申し上げましたが、例えばこれは地震災害もかつての規定に入らなかった。それは、一応、等で読み込めますということで、今回もそれをできないことはないとは思いますが、地震のときもそうであったように、今回のこの事態の非常に重大さを鑑みれば、これは、等で読み込むというのは非常に苦肉の策で、時間がない場合に解釈上許されたことであろうと思っておりますので、私個人的な意見でございますが、しっかり明記すべきと同時に、その後の災害等と直接言えるかどうかの表現も含めて、しっかり入れ込んだほうが良いという意見でございます。

それともう1点、確認ですけれども、冒頭ありましたように、定足数というのは、別に採決のときだけではなくて、会議を始める要件もですかね。

○村田議事課長 はい。

○松田三郎委員 でしたら、採決のときだけおればいいのか、一般質問は答弁がないからいいというわけではないんですね。

以上です。

○村田議事課長 すみません、今の災対協の——先ほど申しましたのは、災害というところに読み込もうということではなくて、今松田委員おっしゃいましたように、文言としては感染症なりという言葉きちんに入れなきゃいけないというふうに考えておりますと同

時に、災害対策ということではなくて、災害等対策とか、その災害に入らない部分を等につけるという意味での等でございます、先ほどの、今2条にあります火災等諸般のところの等で読み込もうという趣旨ではございませんで、そこはまた、文言については御相談させていただいて、改正の案を御提案させていただきたいというふうに思っております。

今定足数につきましても、松田委員からお話ありましたように、採決のときというよりも、会議をずっと継続して、引き続くためには、その定数の半数以上の出席が常時ないといけないという意味でございますので、よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、6月定例会開催日の3日前の6月5日金曜日の午前10時から開催いたします。

これをもちまして第4回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長